

岐阜県公報

第二千六十一号
平成二十一年七月三日

(金曜日)

目次

告 示

救急医療施設の委嘱 (医療整備課) 四四七
 道路の供用開始 (道路維持課) 四四七
 道路の区域変更 (同) 四四八

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 四五一
 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 四五二
 政治団体の異動事項の公表 (同) 四五三
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 四五四
 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 四五四
 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 四五四
 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 四五五
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 四五五
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 四五五

告 示

岐阜県告示第四百二十号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年七月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

新鷺沼ケアクリニク 二 各務原市鷺沼山崎町六丁目八番地 平成二四・六・三〇

岐阜県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の年月日ほか)

県道	大真北野正方線	本巢市下真桑字大門前三九五番八地先から 同市同字神明七三四番一 地先まで	二四・七	平成 二・七・三	平成 三・一・三
----	---------	--	------	-------------	-------------

岐阜県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類 路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
本山東線		揖斐郡揖斐川町西津汲字飯盛山二四〇番二地先から 同郡同町同二地先まで	五・三 五・九	六・九 八・七	一六・九		

岐阜県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類 路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
本山東線		揖斐郡揖斐川町西津汲字飯盛山三番一地先地内	九・七 二・〇	七・七 一・四・七	一〇・〇		

岐阜県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類 路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
本山東線		揖斐郡揖斐川町西津汲字飯盛山三番一地先地内	七・七 一〇・〇	七・七 一・三・四	一三・二		

岐阜県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町乙原字宇内治谷一―二三番三地先地	二〇・二	二〇・二	三三・七 三三・九	一〇・六	

岐阜県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字下山一五七番地六地先地内	三三・〇	三三・〇	一七・五 三三・〇	三三・〇	

岐阜県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町外津汲字白倉一九八七番二地先から同郡同町同八地先	二七・四	二七・四	一九・〇 三三・六	一四・三	

岐阜県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	可土 児岐線	可児市羽崎字二町田二六八番 地先から 同市同 字同 一三八番 地先まで	二・一・八	平成 二〇・七・三	平成 二〇・七・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年七月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成21年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,694,542人
- 2 総数の50分の1の数 33,891人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合）は、そのを超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 349,091人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	335,926	111,976
大垣市	144,995	48,332
高山市	77,547	25,849
多治見市	93,779	31,260
関市	74,284	24,762
中津川市	68,259	22,753
美濃市	19,415	6,472
瑞浪市	32,555	10,852
羽島市	54,422	18,141
恵那市	45,356	15,119
美濃加茂市	39,227	13,076

土岐市	50,380	16,794
各務原市	117,597	39,199
可児市	93,201	31,067
山県市	24,798	8,266
瑞穂市	38,503	12,835
飛騨市	23,331	7,777
本巣市	42,408	14,136
郡上市	38,681	12,894
下呂市	30,889	10,297
海津市	31,911	10,637
羽島郡	36,188	12,063
養老郡	26,503	8,835

不破郡	29,586	9,862
安八郡	20,023	6,675
揖斐郡	59,095	19,699
加茂郡	45,683	15,228

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更する。

平成二十一年七月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党揖斐川支部	坪井重憲	坪井重憲	揖斐郡揖斐川町隠永715	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

小沢和恵後援会	服部 桂子	内村 和満	岐阜市昔部本郷3 69
加納有輝彦後援会	中村 裕二	佐藤 保夫	多治見市音羽町3 11
亀谷光後援会	亀谷 良子	亀谷 良子	可児市若葉台2 32
黒瀬やすたか後援会	広瀬 夙子	興住 洋子	羽島郡岐南町伏屋8 1
岐阜県私立幼稚園振興会	渡辺 壽男	加納 顕	岐阜市長良福光1644 1
岐阜県不動産鑑定士政治連盟	樹下 健志	荒山 徳統	岐阜市藪田南1 7 14
清水正照後援会	長沼 昌彦	清水 美津子	郡上市白鳥町中西475 5
丹羽たけおを育てる会	丹羽 丈夫	丹羽 丈夫	海津市南瀬町境1642
浜石あきら後援会	上田 治男	上田 美智子	大垣市荒尾町43

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
幸福実現党岐阜県本部	小沢 和恵	岡 島 則子	岐阜市昔部本郷3 69	衆議院議員

岐阜県選挙管理委員会告示第612号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、岐阜県本部の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 和 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岐阜県不動産政治連盟	会計責任者	川 合 尚	山 口 美 孝
郷愛会	会計責任者	野 村 勉	幅 義 雄
下山清治政研会	会計責任者	清 水 信 一	笹 田 清 三
名古屋税理士支部 政治連盟大垣支部	代表者 会計責任者	広 瀬 嘉 彦 川 瀬 直 行	西 脇 一 郎 大 久 保 千 郷

名古屋税理士政治連盟岐阜北支部	代表者	佐々木 辰雄	河合 通雄
	会計責任者	三田村 晃司	若田 敏男
名古屋税理士政治連盟岐阜南支部	代表者	山田 清	田中 豊
	主たる事務所所在地	岐阜市加納大黒町2-26	羽島郡笠松町上本町24
名古屋税理士政治連盟津川支部	代表者	西田 英彦	佐藤 忍
	代表者	岡庭 隆	鈴木 正樹
渡辺真後援会	代表者	松崎 捷也	工藤 和也
	主たる事務所所在地	恵那市大井町2473	中津川市新町8-12

岐阜県選挙管理委員会告示第六十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体候補届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月四日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
岩村町加藤利徳後援会	西尾 公男	藤井 証三	恵那市岩村町809-2	平成21年4月30日			
岡田まさあきを育てる会	岡田 正昭	近藤 豊	大垣市藤江町7-44	平成21年3月31日			
亀谷光後援会	亀谷 良子	亀谷 良子	可児市若葉台2-32	平成21年6月2日			
「やすだ京子とみどりの会議」	倉田 みつる	吉田 修	安八郡輪之内町楡保698-1	平成20年12月22日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月四日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
丹羽 丈夫	海津市議会議員	丹羽たけおを育てる会	海津市南濃町境1642	丹羽 丈夫

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号

の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二
第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした 者の氏名	公 報 の 欄 欄	資金管理団体の 名称	出たる事務所 の 所 在 地	代表者の 氏 名
岡田 正昭	大岡市鎌倉公園	岡田正昭を ての会	大岡市鎌倉町7 44	岡田 正昭

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スタートライン飛騨
- 三 代 表 者 の 氏 名 柏木 真司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市片原町一二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者に対して就労の機会の提供なら
びに職業自立に向けた支援活動を行い、誰もが自分の力
を發揮できるまじくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フィン・ユール アート・ミュージ
シウムクラブ
- 三 代 表 者 の 氏 名 田中 清文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市松倉町二一五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、世界の芸術文化に関心のある人に対して
芸術、文化の振興を図る活動に関する事業を行い、東洋
と西洋の文化交流の場を創ることを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月三日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十一年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年六月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社バロ―

三 建物の名称及び所在地

(仮称)バロ―富加店

加茂郡富加町大字羽生字山崎2172番4 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 出入口D (敷地南東側)

(変更後) 出入口D (敷地北側)

平成二十一年七月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社